

令和3年6月28日
小金井市教育委員会

小金井市立学校の台風接近に伴う措置について

「小金井市」の「暴風警報」発令への対応

1 発令が予想される場合

- (1) 教育委員会と協議の上、休校、授業切り上げ等の適切な対応とする。
- (2) 在校中に発令が予想される場合、教育委員会と協議の上、すみやかに下校する。
ただし、状況によっては校内待機とする。

2 午前7時前に発令された場合

「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ自宅待機させる。

① 午前7時までに解除された場合	平常の授業を行う。
② 午前7時を過ぎても解除されない場合	臨時休校とする。

3 午前7時以降に発令された場合

① 登校前及び登校中に発令された場合	登校前は自宅待機させる。登校中はそのまま登校させ、在校中に準じて対応する。
② 在校中に発令された場合	各校は、校内で児童・生徒を待機させる。ただし、小金井市の気象や通学路の状況等を十分に考慮し、教育委員会との協議に従って下校させができる。その際、下校後の家庭の状況等を考慮して、校内待機など個々に安全を確保する。下校は集団下校とするが、状況に応じて保護者の引き取りの対応を行うこと。

午前7時の段階で、「小金井市」に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発令された場合は、児童・生徒の安全を第一に各学校、地域、家庭の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。

4 その他

これまで「多摩北部」としていましたが、警報・注意報は気象庁より区市町村単位で発表されることになりましたので、「小金井市」と変更しております。